



平成 25 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
 (コード：7733、東証第 1 部)
問合せ先 広報・IR 部長 百武 鉄雄
 (TEL. 03-3340-2111(代))

海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 8 日開催の取締役会において、以下のとおり、海外市場における新株式発行及び自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は平成 24 年 6 月 8 日に公表した『新しいオリンパス創生に向けた中期ビジョン』（以下「中期ビジョン」といいます。）において、“原点回帰”、“One Olympus”及び“利益ある成長”の 3 つを経営方針として定め、その基本戦略を「事業ポートフォリオの再構築と経営資源の最適配分」、「コスト構造の見直し」、「財務の健全化」及び「ガバナンスの再構築」として取り組んで参りました。この基本戦略に基づき、平成 25 年 3 月期においては、情報通信事業を売却したことに加え、ソニー株式会社（以下「ソニー」といいます。）との資本業務提携契約を締結し、さらには、医療事業において全世界で新製品を投入する等、着実にその取組みを進めてまいりました。

こうした結果、過去の不適切な会計処理等により毀損した自己資本は、上記のソニーを割当先とする第三者割当増資に加え、医療事業の計画を上回る業績伸長を主因としたキャッシュフロー創出による有利子負債の圧縮等により、平成 25 年 3 月期の連結自己資本比率で 15.5%にまで回復いたしました。また、新しいガバナンス体制で開催された平成 24 年 6 月の定時株主総会においても各議案の承認が得られ、新経営体制の「経営方針」並びに、中期経営計画である「中期ビジョン」に関して株主の皆様方のご理解を得られる状況に至ったと考えております。平成 25 年 6 月 11 日には、株式会社東京証券取引所により、当社の内部管理体制等に問題があると認められないとして、当社株式の特設注意市場銘柄の指定が解除されました。

今後については、平成 25 年 5 月 15 日に公表した『経営方針説明』のとおり、医療事業では、日本・北米・欧州等、グローバルに圧倒的なシェアを持ち収益性の高い消化器内視鏡分野の更なる基盤強化、中国を中心としたトレーニングセンターの構築や新興国向け普及価格モデルの導入による新興国の内視鏡市場の開拓、及び手術室イメージング領域でのシェア獲得とエネルギーデバイスビジネスの確立による外科分野での飛躍的成長の実現等、中期ビジョン戦略の加速と将来に向けた事業領域の拡大を図ってまいります。また、ライフ・産業事業は、高付加価値製品による収益力向上や生産構造の改革に加え、製品ポートフォリオの拡大を図り、更なる収益改善を目指します。映像事業は、当社が強みを有するミラーレス一眼カメラへの経営資源集中を大きく加速させる一方で、コンパクトカメラ分野の大幅縮小や在庫リスクの極小化を図るほか、製造拠点の再編や販売管理費削減等のコスト削減策により事業規模に見合った費用構造を再構築することで、映像事業全体の

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載され、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

リスクを極小化し収益構造の改革を図ってまいります。

このような状況の下、今回の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分の実施により、当社の成長分野である医療事業における投資資金等を確保するとともに、自己資本の増強によって、急速に変化する事業環境や当社を取り巻く不透明な経営環境においても安定的かつ機動的な対応を行うことができる十分な財務基盤を確立することで、中期ビジョンの戦略加速を実現するとともに、中長期的な企業価値の拡大を図ってまいります。

1. 海外市場における新株式発行（本新株式発行）

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①及び②の合計による当社普通株式 37,000,000株
- ① 下記（４）に記載の引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 32,000,000株
 - ② 下記（４）に記載の引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 5,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成 25 年 7 月 18 日（木）から平成 25 年 7 月 22 日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 米国及び欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、SMBC Nikko Capital Markets Limited、UBS Limited 及び Morgan Stanley & Co. International plc（以下「引受会社」と総称する。）に上記（１）①に記載の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、引受会社に対して上記（１）②に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- なお、本新株式発行における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして本新株式発行における発行価格（募集価格）から払込金額（引受会社より当社に払い込まれる金額）を差し引いた額を引受会社の手取金とする。
- (6) 払込期日 平成 25 年 7 月 25 日（木）から平成 25 年 7 月 29 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載され、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定は、当社の代表取締役に一任する。なお、下記「2. 海外市場における自己株式の処分（本自己株式処分）」に記載の本自己株式処分が中止となる場合、本新株式発行も中止する。

2. 海外市場における自己株式の処分（本自己株式処分）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 4,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 本新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 米国及び欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、引受会社に上記（1）に記載の全株式を総額個別買取引受けさせる。
なお、本自己株式処分における処分価格（募集価格）は、本新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして本自己株式処分における処分価格（募集価格）から払込金額（引受会社より当社に払い込まれる金額）を差し引いた額を引受会社の手取金とする。
- (5) 払込期日 本新株式発行における払込期日と同一とする。
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本自己株式処分に必要な一切の事項の決定は、当社の代表取締役に一任する。なお、本新株式発行が中止となる場合、本自己株式処分も中止する。

【ご参考】

1. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	305,671,508株	（平成25年6月30日現在）
本新株式発行による増加株式数	37,000,000株	（注）
本新株式発行後の発行済株式総数	342,671,508株	（注）

（注）引受会社が上記「1. 海外市場における新株式発行（本新株式発行）」（1）②に記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	4,428,028株	（平成25年6月30日現在）
本自己株式処分による処分株式数	4,000,000株	
本自己株式処分後の自己株式数	428,028株	

3. 調達資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

本新株式発行及び本自己株式処分（以下「本募集」と総称します。）の手取金概算額合計上限118,107,000,000円については、平成25年8月から平成28年5月までに19,700,000,000円を医療事業の主要製造拠点の生産能力増強、生産効率向上及び事業継続計画のための固定資産の取得に係る設備投資資金に、平成25年8月から平成28年3月までに24,000,000,000円を医療事業における新製品を中心とした

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載され、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

販売促進に係る支出に、平成 25 年 8 月から平成 28 年 3 月までに 54,000,000,000 円を医療事業における研究開発資金に充当し、残額が生じた場合は、平成 25 年 8 月から平成 26 年 3 月までに長期借入金の返済に充当する予定であります。なお、具体的な充当期間までは上記手取金を安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

医療事業の主要製造拠点における主な設備投資計画については、平成 25 年 7 月 8 日現在下表のとおりとなっております。

製造拠点の所在地	主な事業内容	設備の内容	投資予定額 (百万円) (注)	着工及び完了予定日	
				着工	完了
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西 500	医療用内視鏡スコープ、周辺機器の開発・製造	新工場棟建設	9,400	平成 26 年 8 月	平成 28 年 5 月
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字狼山 3-1	医療用内視鏡筐体の開発・製造及び購買	新工場棟建設	8,600	平成 26 年 8 月	平成 28 年 5 月
青森県黒石市迫子野木 2 丁目 248-1	医療用処置具製品の開発・製造	新工場棟建設	1,700	平成 26 年 8 月	平成 28 年 5 月

(注) 全額を増資資金により調達します。

医療事業における新製品を中心とした販売促進に係る支出については、消化器内視鏡分野の最新基幹システム EVIS EXERA III 及び EVIS LUCERA ELITE や新興国市場向け内視鏡ビデオスコープシステム Axeon、血管の封止・止血機能、組織の切開・剥離機能を同時に兼ね備えた外科手術用エネルギーデバイス THUNDERBEAT 等のデモ機や修理代替品の製造費用及び修繕費、並びに、外科・処置具分野における消耗品のセールス網拡充に伴う支出を予定しております。

医療事業における研究開発資金については、現行の最新モデルの内視鏡システムに使用するスコープラインアップ及び次世代内視鏡システムの研究開発、手術室イメージング領域及びエネルギーデバイスビジネスにおける研究開発、処置具の製品ラインアップ拡充のための研究開発、並びに、生産技術要素開発等を予定しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本募集による今期の業績予測への影響はございません。当社の財務基盤の強化を図った上で、今後の成長分野である医療事業の戦略を加速することが可能となり、当社グループの中長期的な業績の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまのご期待に応えるため、継続的な利益配当を確保しつつも、業績を踏まえた配当を実施することを基本方針としています。具体的には、経営環境、財務状況及び連結ベースの配当性向等を勘案しながら、総合的に配当額を検討していきます。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うこととし、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。なお、当社は、「取締役会の決議

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載され、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めています。

しかしながら、財務基盤強化の観点から内部留保の充実に意を用いる必要があることから、平成25年3月期においては中間配当、期末配当ともに無配としております。また、同様の理由により、平成26年3月期の配当につきましても、無配とさせていただく方針としております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保については、事業の強化のための研究開発、設備投資、資本提携等に積極的に投入し、長期的な企業価値の向上を図っていきます。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益 又は当期純損失(△)	14.39円	△183.54円	28.96円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	30.00円 (15.00円)	—円 (—円)	—円 (—円)
実績連結配当性向	208.5%	—	0.0%
自己資本連結当期純利益率	2.9%	△62.3%	8.3%
連結純資産配当率	6.0%	0.0%	0.0%

(注1) 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

なお、平成24年3月期の実績連結配当性向は、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載していません。

(注2) 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本(期首と期末の平均)で除した数値です。

(注3) 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成24年10月23日	第三者割当増資 19,047百万円	57,855百万円	32,551百万円
平成25年2月22日	第三者割当増資 30,952百万円	73,331百万円	48,027百万円

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載され、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	3,000 円	2,298 円	1,355 円	2,212 円
高 値	3,080 円	2,835 円	2,422 円	3,570 円
安 値	1,974 円	424 円	1,061 円	2,040 円
終 値	2,314 円	1,354 円	2,211 円	3,125 円
株価収益率	160.8 倍	—	76.3 倍	—

(注1) 平成26年3月期の株価等については、平成25年7月5日(金)現在で記載しております。

(注2) 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成24年3月期に関しては当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成26年3月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
変更はありません。

(4) ロックアップについて

当社は、引受会社に対して、発行価格等決定日に始まり、本募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」といいます。)中は、引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、引受会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載され、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。